

消 防 危 第 351 号  
令和 6 年 12 月 11 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

## リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について

消防庁では、「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」の報告書を令和 6 年 3 月 29 日に公表したところです。報告書の内容を踏まえ、リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について、下記のとおり取りまとめましたので、趣旨を踏まえた柔軟な対応をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。また、報告書の内容を踏まえ、所要の政省令改正を行う予定である旨を申し添えます。

## 記

### 第 1 運用の適用に関する事項

本通知第 2 から第 5 までにより建築物の一部に一般取扱所又は屋内貯蔵所を設けるときは、次の(1)から(3)までによること。

- (1) 本通知による運用は、その一部に一般取扱所又は屋内貯蔵所を設けようとする建築物が、消防法（昭和 24 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第 2 項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（法第 17 条の 2 の 5 第 1 項前段又は第 17 条の 3 第 1 項前段に規定する場合には、それぞれ第 17 条の 2 の 5 第 1 項後段又は第 17 条の 3 第 1 項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準。以下「設備等技術基準」という。）により、消防用設備等が設置され、及び維持されているものである場合を前提として適用すること。

- (2) 消防用設備等の取扱いについては、次のア及びイによること。
- ア 一般取扱所又は屋内貯蔵所の用に供する部分に設ける消防用設備等については、法第 10 条第 4 項に基づくものとして取り扱うこと。また、消防用設備等の点検については、法第 14 条の 3 の 2 に基づくものとして取り扱うこと。
- イ 一般取扱所又は屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分に設ける消防用設備等については、法第 17 条の規定に基づくものとして取り扱うこと。また、消防用設備等の点検については、法第 17 条の 3 の 3 に基づくものとして取り扱うこと。
- (3) 第 2 中 3 及び第 3 中 2(2)イの「危険物を取り扱う建築物」は「一般取扱所の用に供する部分が存する建築物」と、第 5 中 2 の「貯蔵倉庫」は「屋内貯蔵所の用に供する部分が存する建築物」と、それぞれ読み替えること。

## 第 2 蓄電池の組立て作業を行う一般取扱所に関する事項

第 2 類又は第 4 類の危険物を用いたリチウムイオン蓄電池（以下「蓄電池」という。）の組立て作業により危険物を取り扱う一般取扱所のうち、次を満たすものについては、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）第 23 条を適用し、政令第 19 条第 1 項において準用する政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号から第 9 号まで、第 11 号、第 12 号、第 17 号及び第 19 号並びに第 20 条の規定は適用しないこととして差し支えないこと。

- 1 一般取扱所における危険物の取扱いは、専ら次に掲げる作業によるものであること。
  - (1) セル（単電池）を用いたモジュール（組電池）等の組立て作業
  - (2) 蓄電池を用いた製品の組立て作業
  - (3) 品質検査等のために蓄電池の充電率を調整する作業
  - (4) その他(1)から(3)までに類する作業
- 2 一般取扱所で取り扱う蓄電池は、次を満たすこと。
  - (1) 次のいずれかに掲げる基準に適合し、又は同等の安全性を有すると認められるものであること。
    - ア 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成 25 年経済産業省令第 34 号）
    - イ 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める技術基準（UN38.3）
    - ウ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 章に定める保安基準
    - エ 日本産業規格のうち、次に掲げるもの
      - (ア) JIS C 8715-2「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム－第 2 部：安全性要求事項」
      - (イ) JIS C 4441「電気エネルギー貯蔵システム－電カシステムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項－電気化学的システム」
  - (2) 蓄電池の充電率は、1(3)の作業を行う場合を除き、60 パーセント以下とすること。

3 危険物を取り扱う建築物は次によること。

- (1) 壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。
- (2) 一般取扱所の用に供する部分は、次のア及びイを満たす準耐火構造の床又は壁で、当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

ア 床には、開口部を設けないこと。

イ 壁には、出入口（次の(ア)又は(イ)の防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を設けないこと。

(ア) 随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備のうち、防火戸であるものをいう。以下同じ。）

(イ) 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次の I から V までを満たすもの

I 一の特定防火設備の面積は、30 m<sup>2</sup>以下であること。

II 特定防火設備を複数設ける場合は、当該特定防火設備相互間の距離を 3 m 以上とすること。

III 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの 2 分の 1 未満であること。

IV 一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

V 特定防火設備の周囲に、幅 3 m 以上の空地を保有すること。

- (3) 建築物（建築物の一部に一般取扱所を設けるときは、建築物の一般取扱所の用に供する部分）に、設備等技術基準の例により消防用設備等を設置すること。ただし、4 の集積場所又は 5 の充放電作業場所（以下「集積場所等」という。）にスプリンクラー設備を 4(1)エの例により設置したときは、設備等技術基準の規定の例にかかわらず、当該集積場所等に係る当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分について消火設備（消火器具を除く。）を設置しないことができる。

- (4) 4 の集積場所（4(1)イの空地を含む。）及び 5 の充放電作業場所（第 3 中 2(2)ウ(ウ)の例による空地を含む。）の床面積（4(1)エの例によりスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の 2 分の 1 に相当する床面積を除く。以下(4)において同じ。）の合計が 1,500 m<sup>2</sup>を超える場合は、当該場所を、次に定めるところにより、床面積の合計 1,500 m<sup>2</sup>以内ごとに準耐火構造の壁又は特定防火設備（随時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）で区画すること。

ア 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備の周囲に、幅 3 m 以上の空地を保有すること。

イ 一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備を設けるものにあつては、当該特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの 2 分の 1 未満であり、かつ、一の感知器が作動し

た際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。

ウ 区画の各部分から次に掲げるいずれかに至る水平距離が 50m 以下であること。

(ア) 直接地上へ通ずる出入口

(イ) 直接地上へ通ずる直通階段（連結送水管の送水口を設けたものに限る。）の出入口

(ウ) バルコニー（水平投影面積が 10 m<sup>2</sup>以上で、かつ、形状等が消防活動上支障のないものであるものに限る。）が設けられた開口部（特定防火設備である防火戸を設けたものに限る。）

(5) 一般取扱所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「施行令」という。)別表第 1 (12)項又は(14)項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供さないもので、次のいずれかに該当するものであること。

ア その管理に権原を有する者が、一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同一であること。

イ その管理に権原を有する者と一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

(6) 一般取扱所の用に供する部分以外の部分について、施行令第 1 条の 2 第 2 項後段の規定により施行令別表第 1 (12)項又は(14)項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、政令第 9 条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる建築物等の用途に供されるもの（以下「保安対象物件」という。）である場合は、次のア及びイによること。

ア 一般取扱所の用に供する部分と保安対象物件の用に供する部分とは、10m（保安対象物件が政令第 9 条第 1 項第 1 号ロに掲げるものであるときは、30m）以上の距離を保つこと。ただし、次の(ア)及び(イ)を満たす場合は、この限りでない。

(ア) 指定数量の倍数が 30 倍未満であること。

(イ) 一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられたものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造（厚さ 70 mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

イ 保安対象物件の用に供する部分からの避難経路は、次の(ア)及び(イ)を満たすこと。

(ア) 一般取扱所の用に供する部分を經由せずに地上へ通ずる出入口へ避難できること。

- (イ) 一般取扱所の用に供する部分へ通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を経由せずに地上へ通ずる出入口へ避難できること。
- (7) 建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池を貯蔵し、又は取り扱う一般取扱所が存する旨を表示すること。

4 蓄電池が集積された場所（蓄電池相互間の距離が3 m未満となる場所をいう。）であって、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上である場所（以下「集積場所」という。）は、次の(1)又は(2)を満たすこと。

(1) 次によること。

ア 一の集積場所の床面積は、20 m<sup>2</sup>以下とすること。

イ 集積場所の周囲に幅3 m以上の空地を保有すること。ただし、集積場所から3 m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあっては、当該集積場所から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。

ウ 床面から蓄電池の上端までの高さは、1.8m以下とすること。

エ スプリンクラー設備を次に定めるところにより設けること。

(ア) スプリンクラーヘッドは、床面から9 m以下の位置にある天井に設けること。

(イ) 放射能力範囲が、集積場所及びその周囲6 mの範囲を包含するように設けること。ただし、集積場所から3 m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあっては、当該集積場所から当該壁及び柱までの範囲を包含することで足りる。

なお、開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、その放水区域を放射能力範囲とすること（(ウ)及び(エ)において同じ。）。

(ウ) 放射能力範囲内の放水密度は、12 mm毎分以上となる性能のものとする。

(エ) 水源は、その水量が(イ)の放射能力範囲（当該範囲の床面積が230 m<sup>2</sup>以上となる場合にあっては、床面積230 m<sup>2</sup>の範囲）に(ウ)の性能により60分間放水することができる量以上の量とすること。ただし、次のⅠ及びⅡを満たすときは、30分間放水することができる量以上の量とすることができる。

Ⅰ スプリンクラー設備の送水口が、消防ポンプ自動車容易に接近できる位置に設けられていること。

Ⅱ スプリンクラー設備の送水口から100m以内の距離に消防用水、消火栓又は指定消防水利が存し、放射能力範囲を30分間放水することができる量以上の量の水源が確保されること。

(オ) スプリンクラー設備を有効に60分間（(エ)ただし書により水源を30分間放水することができる量以上の量とした場合は30分間）以上作動させることがで

きる容量の予備動力源を附置すること。

オ 蓄電池又は蓄電池の包装材若しくは梱包材（水が浸透する素材のものに限る。）以外の可燃物を置かないこと。

(2) 次によること。

ア 蓄電池の充電率は、30 パーセント以下であること。

イ 集積場所の周囲は、(1)イの例によること。

ウ 蓄電池は次を満たす単位（以下「集積単位」という。）に分けて集積すること。

(ア) 一の集積単位の床面積は、20 m<sup>2</sup>以下とすること。

(イ) 一の集積単位に存する蓄電池に用いられる危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。

(ウ) 一の集積単位の周囲は、次に定めるところにより、別紙に定める基準に適合する材料で造った遮へい板を設けること。ただし、(1)イの例により空地を保有する場合は、この限りでない。

I 遮へい板は、蓄電池よりも 50 cm以上水平方向及び鉛直方向に張り出した大きさとする。

II 遮へい板は、蓄電池から水平方向に 50 cm以上離して設置すること。

III 遮へい板は、堅固な床に固定し、又は容易に転倒及び移動しないための措置を講じること。

エ 床面から蓄電池の上端までの高さは、6 m以下とすること。

オ 蓄電池の上端から建築物の天井までの高さは、2 m以上とすること。

カ (1)オの例により可燃物を置かないこと。

5 品質検査等のために蓄電池の充電率を調整する作業を行う場所（当該作業を行うための設備（以下「充放電設備」という。）が設けられた部分を含む。以下「充放電作業場所」という。）を設ける場合は、第3中1及び2の例によること。

6 液状の危険物（蓄電池により貯蔵されるものを除く。）を取り扱う部分は、次によること。

(1) 液状の危険物を取り扱う部分の周囲の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

(2) 可燃性蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある部分には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

(3) 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第32条の5から第32条の11まで及び第34条第2項第1号の例により、第3種（火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。）、第4種及び第5種消火設備をそれぞれ液状の危険物を取り扱う部分（貯留設備及び周囲に設ける排水溝の部分を含む。）及びその周囲の火災を有効に消火するこ

とができるように設けること。

(4) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

7 危険物を取り扱うタンクを設ける場合は、次によること。

(1) 一の危険物を取り扱うタンクは、その容量の総計を指定数量未満とするとともに、当該タンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲に規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。

(2) 6(3)の例により、危険物を取り扱うタンク（(1)の囲いを含む。）の火災を有効に消火することができるように消火設備を設けること。

(3) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

8 蓄電池（集積場所に存するものを除く。）の周囲3m以内には、可燃物（蓄電池を含む。）を置かないこと。

### 第3 蓄電池の充電又は放電作業を行う一般取扱所に関する事項

蓄電池の充電又は放電作業により危険物を取り扱う一般取扱所のうち、第2中2から4まで及び8の例によるほか、次を満たすものについては、政令第23条を適用し、政令第19条第1項において準用する政令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第11号、第12号、第17号及び第19号並びに第20条の規定は適用しないこととして差し支えないこと。

1 一般取扱所における危険物の取り扱い、専ら蓄電池の品質検査等のために蓄電池の充電率を調整する作業によるものであること。

2 充放電作業場所は、次の(1)から(3)までのいずれかによること。

(1) 次によること。

ア 充放電設備は、キュービクル式とすること。

イ 充放電作業場所に第2中4(1)エの例によりスプリンクラー設備を設けること。

(2) 次によること。

ア 一の充放電作業場所で同時に充電又は放電を行う蓄電池に用いられる危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。

イ 危険物を取り扱う建築物で火災が発生した場合又は蓄電池の温度が異常な値になった場合に、次のいずれかの措置を講じること。

(ア) 充放電設備内の蓄電池を水没させる措置

(イ) 充放電設備内の蓄電池を耐火性能を有する材料で造られた箱の中に収納して密閉する措置（蓄電池から発生した可燃性ガスを箱の外部へ安全に放出できる構造を有するものに限る。）

(ウ) 延焼防止上(ア)又は(イ)と同等以上の効果が認められる措置

ウ 充放電作業場所は、次を満たすこと。

(ア) 一の充放電作業場所の床面積は、20 m<sup>2</sup>以下とすること。

(イ) 床から充放電作業場所に存する蓄電池の上端までの高さは、1.8m以下とすること。

(ウ) 充放電作業場所の周囲には、別紙に定める基準に適合する材料で造った遮へい板を設け、又は周囲に幅3 m以上の空地を保有すること。

(3) 次によること。

ア 充電又は放電中の蓄電池の充電率は、60 パーセント以下に制御すること。

イ 充放電作業場所は、第2中4(1)又は(2)の例によること。

#### 第4 蓄電池の製造作業を行う一般取扱所に関する事項

蓄電池の製造作業により危険物を取り扱う一般取扱所のうち、第2中2(2)、3((2)を除く。)から5まで、7及び8の例によるほか、次を満たすものについては、政令第23条を適用し、政令第19条1項において準用する政令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第12号及び第19号並びに第20条の規定は適用しないこととして差し支えないこと。

1 一般取扱所における危険物の取扱いは、専ら第2中2(1)に該当する蓄電池を製造するために行う次に掲げる作業によるものであること。

(1) 危険物を電極の材料と混練する作業

(2) 危険物を塗布する作業

(3) 電解液として用いる危険物を注液する作業

(4) 品質検査等のために蓄電池の充電率を調整する作業

(5) その他(1)から(4)までに類する作業

2 一般取扱所の用に供する部分は、次の(1)及び(2)を満たす耐火構造の床又は壁で、当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

(1) 床には、開口部を設けないこと。

(2) 壁には、出入口（次のア又はイの防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を設けないこと。

ア 随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備

イ 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次の(ア)から(オ)までを満たすもの

(ア) 一の特定防火設備の面積は、30 m<sup>2</sup>以下であること。

(イ) 特定防火設備を複数設ける場合は、当該特定防火設備相互間の距離を3 m以上とすること。

(ウ) 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの2分の

1 未満であること。

(エ) 一の特防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

(オ) 特定防火設備の周囲に、幅 3 m以上の空地を保有すること。

3 危険物を取り扱う設備は、次によること。

(1) 液状の危険物を取り扱う設備の周囲の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

(2) 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅 3 m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から 3 m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。

(3) 危険物を取り扱う設備の内部で発生した可燃性の微粉が当該設備の外部に拡散しない構造とすること。ただし、その蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備を設けた場合は、この限りでない。

(4) 液状の危険物を取り扱う設備（貯留設備及び当該設備の周囲に設ける排水溝の内部を含む。）及びその周囲に、第 2 中 6(3)の例により消火設備を設けること。

## 第 5 蓄電池のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に関する事項

蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所のうち、次を満たすものについては、政令第 23 条を適用し、政令第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号の 2 から第 15 号まで及び第 20 条の規定は適用しないこととして差し支えないこと。

1 屋内貯蔵所で貯蔵し、又は取り扱う蓄電池は、第 2 中 2 の例によること。

2 貯蔵倉庫（蓄電池を貯蔵し、又は取り扱う建築物をいう。以下同じ。）は、第 2 中 3 の例によること。

3 貯蔵倉庫（建築物の一部に屋内貯蔵所を設けるときは、建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分。4 において同じ。）は、床を地盤面以上に設けること。

4 貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

5 蓄電池の貯蔵場所は、第 2 中 4 に定める集積場所の例によること。

6 蓄電池（5 の貯蔵場所に存するものを除く。）の周囲 3 m以内には、可燃物（蓄電池

を含む。)を置かないこと。

## 第6 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の消火設備に関する事項

建築物に設けた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の消火設備のうち、第2中2(1)及び3(7)の例によるほか、次を満たすものについては、政令第23条を適用し、政令第20条の規定は適用しないこととして差し支えないこと。

- 1 蓄電池設備は、キュービクル式とし、又は次に定めるところにより鋼製のサーバーラックに収納して設けること。
  - (1) 一のサーバーラックの高さは、2.4m以下とすること。
  - (2) サーバーラックに設ける蓄電池の容量が120キロワット時を超える場合は、当該蓄電池を120キロワット時以下ごとに鋼製の板で仕切ること。
  - (3) 幅2.2m以下ごとに厚さ0.9mm以上の鋼板又はこれと同等以上の耐火性能を有する材料で遮へいすること。
  - (4) サーバーラックの周囲には、(3)により遮へいする場合又は蓄電池設備の機能を維持するために必要な設備(不燃材料又は難燃処理を施した材料で造ったものに限る。)を設ける場合を除き、1.2m以上の空地を保有すること。
- 2 蓄電池設備の存する部分に、第2中4(1)エの例によりスプリンクラー設備を設けること。なお、この場合、第2中4(1)エ(イ)の「集積場所」は、「キュービクルの外箱又はサーバーラック」と読み替えるものであること。
- 3 規則第32条の10、第32条の11及び第34条第2項第1号の例により、第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ設けること。

## 第7 その他の事項

- (1) 既に政令第23条の規定を適用されている一般取扱所については、本通知にかかわらず、引き続き政令第23条の規定を適用することとして差し支えないこと。
- (2) 本通知の内容にかかわらず、政令第23条に規定する要件を満たすと認めるときは、当該規定を適用し、柔軟に対応することとして差し支えないこと。なお、この場合、消防庁危険物保安室へ情報提供されたいこと。
- (3) 第2中4(2)ウ(ウ)及び第3中2(2)ウ(ウ)の遮へい板の材料が別紙に定める基準に適合しているかどうかの確認については、第三者機関による試験確認等を活用して差し支えないこと。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：三宅、渥美、小澤、宇野

Tel：03-5253-7524

Mail：[fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp](mailto:fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp)

<遮へい板の材料の基準について>

遮へい板の材料は、1の試験方法において2の合格基準に適合するものであること。

1 試験方法

- (1) 加熱炉により、試験材の片面を加熱し、非加熱面での火炎、亀裂その他の損傷の有無を確認するとともに、非加熱面側の温度を計測する。
- (2) 試験材の一辺の長さは 30cm 以上とする。
- (3) 加熱は、炉内の温度の時間経過が次式で表される数値となるようにする。  
$$T = 345 \log_{10} (8t + 1) + 20$$
（Tは平均炉内温度（℃）、tは試験の経過時間（分））
- (4) 非加熱面側の温度は、当該面から 30cm 離れた位置で計測する。

2 合格基準

次の(1)及び(2)を満たす場合に、この試験に合格するものと判定する。

- (1) 試験開始から 60 分間、次のアからウまでを満たすこと。
  - ア 非加熱面へ 10 秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。
  - イ 非加熱面で 10 秒を超えて継続する発炎がないこと。
  - ウ 火炎が通る亀裂その他の損傷を生じないこと。
- (2) 試験開始から 60 分後における非加熱面側の温度の値が 80℃を超えないこと。